健康福祉局 資料 No. 16 令和6年4月19日

課 名 健康福祉局国民健康保険課

担当者 課長 藤田

内 線 3217

第2期広島県国民健康保険運営方針の策定について

1 要旨・目的

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2に基づき都道府県が定めるものとされている国民健康保険運営方針について、令和6年度を始期とする第2期広島県国民健康保険運営方針(以下「運営方針」という。)を策定した。

2 現状・背景

第1期運営方針の対象期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間であり、 都道府県国民健康保険運営方針策定要領(R5.6改定:厚生労働省)の趣旨を踏まえ、 第2期運営方針を策定した。

3 素案の概要

(1) 策定の目的

本方針は、県と市町が保険者として共通認識を持って、国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町の事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るために策定する。

(2) 対象期間

令和6年度~令和11年度

(3) 基本理念

被保険者の負担の公平性を優先的に確保し、保険者としての市町間の負担の公平性に配慮するとともに、併せて、全市町と県が連携し、本県国保の医療費の適正化を図ることを基本として、国民健康保険制度の運営を推進する。

(4) 目指す姿

県民である被保険者が負担能力(所得水準)に応じて保険料(税)を負担する公平な国民健康保険制度が、持続可能な制度として機能し、被保険者の医療受診と健康増進に寄与している状態。

(5) 全体目標

同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同一の保険料になる「保険料水準の完全統一」の実現を、第3期運営方針期間中(令和12~17年度)に目指すこととし、第2期運営方針期間中に完全統一の実現に向けた課題の検討を行う。

なお、令和8年度に実施する予定の中間見直しにおける評価を踏まえ、必要に

応じて目標年度の見直しを行う。

令和6年度から完全統一までの期間については、各市町における保険料(税)率の調整期間とする。

4 施策目標

施策内容	目標	具体的な取組
保険料率の平準化	・将来的な完全統一保険料率の	・収納率の市町間の均一化
	実現に向けた取組の推進	・完全統一保険料の実現に
		向けた実務的整理
医療費の適正化	データヘルス計画に基づく取	PDCAサイクルに沿っ
	組の推進や、医療費適正化計	た効果的・効率的な保健
	画等に基づく取組との連携を	事業等の推進
	通じた、医療費の適正化の推	
	進	
保険料(税)徴収の	・高水準で均一化した収納率の	・口座振替の原則化
適正化	実現	・新たな徴収対策事務の標
		準化
財政収支の改善	・赤字(決算補填等目的の法定	・赤字削減・解消計画の策
	外一般会計繰入) の削減・解消	定、実施
	・安定的な国保制度の運営に向	
	けた取組の推進	
保険事務の効率化	・標準化が実施できていない市	・事務の標準化に向けた検
	町事務の実施に向けた具体的	討
	検討	

5 策定スケジュール

年月日	会議等	検討事項等
令和5年1月27日	広島県国民健康保険	・第1期運営方針の評価
~	連携会議 ※1	・第2期運営方針の骨子(案)
令和6年1月31日	(計7回開催)	・第2期運営方針の素案
令和5年10月4日	広島県国民健康保険	・第2期運営方針策定に係る諮問
	運営協議会 ※2	・第1期運営方針の評価
		・第2期運営方針の骨子(案)
令和6年1月11日		・第2期運営方針の素案
令和6年2月6日		・第2期運営方針の最終案
令和6年3月8日		・第2期運営方針策定に係る答申
令和6年3月27日	_	・第2期運営方針策定

- ※1 県及び市町の国民健康保険主管課長で構成
- ※2 被保険者代表,保険医又は保険薬剤師代表,公益代表,被用者保険等保険者代表の計 14 人で構成

6 その他(関連情報等)

今回策定した第2期運営方針は、広島県ホームページに掲載する。

(掲載場所) トップページ > 健康福祉局 > 国民健康保険課 > 第2期広島県 国民健康保険運営方針の策定について

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/258/uneihoushin01.html